

## 競公売買適格証明とは

裁判所で競売にかかった農地や、税務署などで公売にかかった農地を入札する場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類です。

## 競公売適格証明の審査について

農地法第3条の審査基準に従い審査し、許可の見込みのある場合に証明書が交付されます。

添付書類については、農地法第3条と同様です。

## 農地法の申請

競公売適格証明書を交付された者が落札者又は特別売却の買受申出人となった場合は、落札者等になったことを証する書面を受領後、農地法第3条の申請を行い許可を受ける必要があります。

## 競公売適格証明についての注意事項

- ① 提出先は農地の所在する農業委員会です。
  - ② 農業委員会総会議案として審議します。毎月申請書等を受付ける日程が決まっており、総会も開催される時期が決まっているため、競公売の入札等に間に合わない場合もあります。
  - ③ 競公売適格証明の審査の結果、証明書が交付できない場合もあります。
- ②③の場合は入札等に参加できないことになります。

# 記載例

## 競 公 買 適 格 証 明 願

申請年月日

年 月 日

埼玉県知事

様

松伏町農業委員長

申請者氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

下記により農地法第3条の規定による許可を必要とする競公買に参加したいので、競落人となった場合は同法同条の規定による許可を受けられるものであることを証明願います。

入札日を記入する。

記

### 1 競公買の期日及び提出先

競 公 買 の 期 日	適 格 証 明 書 提 出 先	備 考
年 月 日	競公売が行われる裁判所等を記入する。	事件番号を記入する。

### 2 申請者の住所及び職業

住 所	年 齢	職 業	備 考
北葛飾郡松伏町大字松伏○○○番地	40	農業	

### 3 証明を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所 在	地 番	地 目		面 積 m <sup>2</sup>	10アール当 り普通 収穫高	利 用 状 況	所 有 者 氏 名 ( 名 称 )	利 用 者		備 考	
		登 記 簿	現 況					氏 名 ( 名 称 )	利 用 権		
北葛飾郡松伏町大字松 伏○○	○番地	田	田	1,000	300kg	水田	松伏○○	松伏○○	所有権		
以下余白											
				物件目録等に基づき記入する。							
計				1,000	m <sup>2</sup>	( 田	1,000	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	

### 3 権利を移転しようとする事由の詳細

「経営拡大」等なるべく具体的に記入する。

### 4 権利を移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権限に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲 渡 人				譲 受 人					
	自作地 ①	小作地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②	所 有 地			借 入 地		経営地 ①+④
					自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作 中の土地 ④	その他 ⑤	
田										
畑										
樹園地										
計										
採草放牧地										
山林その他										

農家基本台帳等を参考に申請者世帯の経営面積等を記入する。

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係わる労働力の状況）

	氏名	年齢	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	備考	
世帯員 (構成員)								
	農家基本台帳等を参考に申請者の申請時の世帯員について記入する。							
常雇								
季節雇、臨時雇		年間延日数		男	日	女	日	

6 農地法第2条第7項に規定する農業生産法人の要件に係る事項

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

種類	農機具								家畜			
	トラクター	耕運機	田植機	コンバイン	育苗機	草刈機	籾摺機	農業用自動車	脱穀機			
数量	1	1	1	1			1	2				

農機具をほかにも所有する場合は、この余白に直接記入する。

8 その他参考となるべき事項

上記の通り証明する。

年 月 日

(添付書類)

- 1 農地法第3条許可申請に係る添付書類と同じ書類
- 2 物件調査